
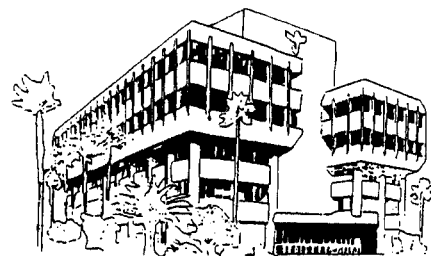


区分	内 容	国の制度との異同	国の制度と異なる内容
扶養手当	配偶者 14,000円 配偶者以外の扶養親族 2人まで 6,000円 ただし、配偶者のいない職員の扶養親族 1人 11,000円 その他の扶養親族 5,000円 満16歳の年度始めから満22歳の年度末までの子 5,000円 1人につき加算 扶養親族でない配偶者を有する場合の1人目の親族 6,500円	同 じ	
住居手当	借家・借間居住者 12,000円 基礎控除額 27,000円 最高支給限度額 2,500円 自宅居住者	一部異なる	自宅居住者 1,000円 (新築または購入後5年間 2,500円)
通勤手当	交通機関などの利用者 運賃等の額に相当する額45,000円まで全額支給 運賃等の額に相当する額が45,000円を超える場合 差額の1/2(限度額5,000円)を加算 【最高限度額】 50,000円 交通用具利用者 900~20,900円	一部異なる	交通用具利用者 2,000円(2km以上~5km未満) 最高20,900円(40km以上)

(8) 特別職の報酬などの状況(15年1月1日現在)

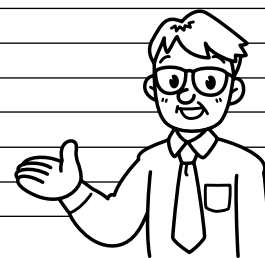
区分	給料月額など	期末手当支給割合
市長	858,000円	6月期 1.45月分 12月期 1.55月分 3月期 0.50月分 計3.50月分
助役	720,000円	
収入役	667,000円	
教育長	667,000円	6月期 1.65月分 12月期 1.85月分 計3.50月分
議長	460,000円	
副議長	420,000円	
議員	390,000円	



(9) 部門別職員数の状況と主な増減理由(各年4月1日現在)

(単位:人)

部門	区分	職員数		対前年増減数	主な増減理由
		平成13年	平成14年		
一般行政部門	議会	6	5	1	
	総務	75	77	2	じんけんセンターの新設
	税務	29	28	1	係の統合
	民生	163	158	5	保育士の減
	衛生	32	32		
	労働	1		1	
	農林水産	24	24		
	商工	6	6		
	土木	34	34		
	小計	370	364 (1)	6 (1)	
政特別行部門	教育	65	60	5	同和教育課の廃止
	消防	60	61	1	
	小計	125	121	4	
普通会計計		495	485	10	
会計部門	水道	14	14		
	下水	13	12	1	係の統合
	その他	14	14		
	小計	41	40	1	
合計		536	525 (1)	11 (1)	



(注) 職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者・派遣職員などを含み、臨時または非常勤職員を除きます。

()内は、再任用短時間勤務職員です。*職員数には含んでいません。

(10) 定員適正化計画の数値目標および進ちょく状況

定員適正化目標（数・率）

職員数を平成13年から平成17年までの5年間で29人（5.4%）削減することを目標としています。数年前から保育所の民営化に取り組んでいますが、引き続き民生部門、教育部門の職員数の抑制を図るとともに、他部門においても事務改善および機構・組織の改革に取り組んでいきます。

定員適正化手法の概要

民間委託など...保育所の民営化をはじめ、委託できるものについては委託化を図ります。

機構・組織改革...行政需要に対応した機構・組織改革を図ります。

定員適正化計画の年次別進ちょく状況（実績）の概要（各年4月1日現在）

区分	12年	13年	14年	(参考) 数値目標
	計画前年	1年目	2年目	
減員		17	20	29
増員		17	9	
差引		(0%)	11 (37.9%)	
職員数	536	536	525	507

(注)

- 1 計画期間は13年～17年の5年間です。
- 2 ()内の数値は、数値目標に対する進ちょく率を示しています。

お問い合わせは、総務課職員係（ 880-6551 ）まで

固定資産課税台帳の縦覧制度が改正されます

土地価格等縦覧帳簿および
家屋価格等縦覧帳簿の縦覧



縦覧期間	4月1日(火)～6月2日(月) 8:30～17:15 * 4月中の土・日曜日の縦覧時間... 8:30～12:30まで * 4月29日、5月3日・5日の祝日および5月、6月の土・日曜日は行いません。
縦覧場所	税務課資産税係
対象	平成15年1月1日現在の固定資産の所有者で、固定資産税の納税者、または納税者から縦覧の委任を受けた方。
必要な物	身分を証明する物...運転免許証等または納税通知書（受取後）と認印。 * 代理人は、委任状が必要です。 法人所有の資産は、代表者からの委任を受けてください。
手数料	無料

縦覧資格条件

平成15年1月1日現在の固定資産の所有者で、固定資産税の納税者です。

縦覧対象物件

納税者本人所有資産以外の土地または家屋の評価額が縦覧できます。

* 土地（家屋）のみを所有している者は家屋（土地）の縦覧はできません。

主な改正点

また、誰々さんの（どこそこの）土地と家屋の分を縦覧したいとの要望には、地方税法の守秘義務の規定に抵触しますのでお答え出来ません。あらかじめ本人で縦覧箇所の所在地番等を確認のうえ縦覧してください。

縦覧期間

4月1日から当該年度の最初の納期限の日までの間。

お問い合わせは、税務課資産税係（ 880-6554 ）まで